

## 庄原市三楽荘運営協議会報告書について

### 1. 運営協議会の開催

	開催日	内容
第 1 回	平成23年10月 7 日	委嘱状の交付、三楽荘の見学、経過説明等
第 2 回	11月24日	展示館としての活用について
第 3 回	平成24年 2 月27日	展示館としての活用について 東城らしい町屋のおもてなしについて
第 4 回	3 月22日	展示館としての活用について 東城らしい町屋のおもてなしについて
第 5 回	4 月26日	管理運営の方針について
第 6 回	5 月14日	管理運営の方針について
第 7 回	7 月 2 日	管理運営方針のまとめ

### 2. 運営協議会での検討内容（概要）

#### (1) 歴史・文化資料等展示館としての活用について

##### ①三楽荘本体の展示

来館者が、気持ちよく観覧及び使用できるよう、日常的な施設の清掃を徹底するとともに、三楽荘の建物自体を説明するサインの充実や三楽荘の特長が説明できる案内人を育成する。

##### ②常設展示

常設展示の会場は、主に本館 1 階の板間部分を利用する。また、展示内容は東城の町並み景観の礎となる、近世・近代のまちづくりなどの歴史や文化に触れる中で、三楽荘に関する内容を基本に展示するとともに、専門的なものではなく、ストーリー（物語）性を持たせ一般的に誰が見ても理解しやすいものとし、パネル等を用いることで視覚的にも分かりやすくする。

- ・三楽荘に関する展示
- ・三楽荘を取り巻く東城の状況に関する展示

##### ③企画展示

企画展示の会場は、離れの和室や土間を利用するなど、その都度展示や上演する内容に合わせて設定する。

- ・近世、近代の東城のまちづくりに関する展示
- ・東城の伝統文化、生活文化に関する展示
- ・伝統文化に関する上演

##### ④リーフレットやパンフレットの作成

三楽荘のリーフレットの内容を充実し、サイズは A4 サイズ三つ折を基本とする。観光パンフレット等の更新時には、デザインを重視し、できるだけ大きさや規格、形状を統一させる。

⑤展示及びサインの表示に係る留意点

展示やサインで三楽荘を紹介するにあたっては、表示しすぎて美観を損ねることが無いよう、文化財としての建物そのものの空間を生かす形で展示する。

⑥セキュリティーの確保

展示については、借用品を展示することが多いため、感知センサーや監視カメラを設置することにより三楽荘自体のセキュリティーを確保する。

(2) 東城らしい町屋のおもてなしについて

①市民の文化活動の促進による郷土愛とおもてなしの心の醸成

- ・地域に伝わる伝統行事や民俗などに関わる講演会や研修会、教室などを開催し、誰でもが来訪者を案内できるようにする。
- ・文化的活動や琴などの文化教室、お茶会などの会場として利用する。

②地域に根ざした文化の充実と発信によるおもてなし

- ・訪れた人が「癒し」や「やすらぎ」を感じ、また訪れたいと思える集いの空間を創出するため、椅子などを用意するとともに、お茶や東城の銘菓等によるおもてなしを行い、くつろぎやすい空間を整備する。
- ・「歴史」「文化」「交流」に着目した神楽や伝統芸能などの上演や展示を行う。
- ・夢街道ルネサンスに認定された「街道東城路」の活性化を進めるため、その中心に位置する三楽荘でイベントや展示をはじめとする事業を展開するとともに、まちなか散策へと繋がるような取組みを進める。
- ・三楽荘の文化的な空間を感じることができるよう、施設のバリアフリー化を検討する。

(3) 管理運営の方針について

今後の管理運営については、来訪者のニーズに対して、より効果的、効率的に対応するため、現在の市直営での管理運営を、民間事業者による指定管理者制度に移行する。

①委託業務内容

- (ア) 施設管理(日常清掃、草取り、庭・池の清掃等)
- (イ) 三楽荘の案内(来館者への対応)
- (ウ) 常設展示の準備(東城の歴史文化等)
- (エ) 企画展示の企画・準備
- (オ) まちなかイベント時の展示やおもてなしの企画・準備
- (カ) リーフレット等の作成
- (キ) インターネット等を活用したPR
- (ク) 使用申請書の受付

- ②人員 通常時 最低2人  
イベント開催時 通常時+α

- ③休館日 火曜日、12月29日から翌年1月3日まで  
※ まちなかイベントの開催時は開館する。  
※ 来館者の少ない冬期については、休館日の追加を検討する。

- ④開館時間 午前9時から午後5時まで  
※ 冬期については、開館時間の短縮等も検討する。

- ⑤管理運営形態 指定管理者制度による民間委託
- ⑥施設を維持するための委託業務
- ・消防設備保守点検業務、庭木の剪定業務、施設警備業務等
- ⑦来館者を増やすための方策
- ・インターネット等を活用して、施設のPRを行う。
  - ・イベント等を実施し、集客に努める。
  - ・平日の施設の利用についても、地元の文化活動団体や自治振興区等に働きかけ文化的使用を促進する。
- ⑧維持管理経費の縮減策
- ・地域住民等のボランティアにも協力をお願いし、清掃や庭等の整備を行う。
  - ・光熱水費の削減のため、冬期の開館時間を短縮する。
- ⑨行政との連携
- 月に1回は連絡会議を開催し、運営状況の確認や、情報交換、意見交換等を行い、連携を密にする。

### 庄原市三楽荘運営協議会 委員一覧

	名 前	所 属	備 考
1	井上 善海	広島大学大学院 教授	
2	武田 祐三	庄原市文化財保護審議会 会長	
3	近藤 芳弘	庄原市文化協会東城支部 支部長	
4	守本 祐子	上下ガイド会 会員	
5	鈴木 明美	株式会社中国バス 東城・神石地区担当	
6	菊谷 宣枝	東城上町自治振興区 まちなみ振興部 部長	
7	北村 芳幸	公募委員	

## 庄原市三楽荘の今後の管理・運営方針について

### 1. 経過等

庄原市三楽荘の管理運営については、「庄原市三楽荘運営協議会」において、三楽荘保存活用検討委員会で示された保存活用を進める 3 つの柱、「登録有形文化財への登録」、「歴史・文化資料等展示館としての活用」、「東城らしい町屋のおもてなし」に沿い、効果的かつ効率的な管理運営の方策について検討され、平成 24 年 7 月 31 日付で、報告書の提出があった。

庄原市としては、この報告書を基に活用策を定め、利用者ニーズにあった運営日・時間、運営内容等サービス内容の充実・向上を図るとともに、設置目的に沿った効率的・効果的な施設の管理運営を行う。

### 2. 活用策について

三楽荘は、歴史的な建造物として保存するとともに、その特性をいかして市民の文化活動の支援及び交流の促進を図り、もって地域の活性化に資する施設であり、その設置目的が達成できるよう、歴史・文化資料等の展示や市民の文化の醸成の場として活用する。

### 3. 管理・運営方法について

ただ単に施設の維持管理だけではなく、施設の特性を活かした文化的な企画展示等の企画から実施までを含めて、指定管理者制度による指定管理とする。

### 4. 今後のスケジュールについて

#### (1) 指定管理者制度を導入する場合（公募の場合）

平成 24 年 8 月 24 日 議員全員協議会で報告

- ・庄原市三楽荘運営協議会の報告と今後の管理・運営方針について

平成 24 年 9 月 議会 9 月定例会へ提案

- ・庄原市三楽荘設置及び管理条例の改正について

平成 24 年 10 月 指定管理者の公募

平成 24 年 11 月 指定管理者の審査（指定管理者候補者審査会）

平成 24 年 12 月 指定管理者の指定（議会 12 月定例会）

平成 25 年 4 月 指定管理者による管理運営

三楽荘と「東城まちなか交流施設（えびす）」、「道の駅遊YOUさろん東城」との機能分担

三楽荘は、文化的価値、観光的価値を保持している東城の歴史と文化を伝える誇りあるランドマークである。

歴史・文化資料等展示館であり、訪れた方が癒されるおもてなしの場であり、また、地域の人々の文化的活動や文化教室などの会場として文化を醸成する場である。

